

巖流島観光拠点化基礎調査業務に関する

公募型プロポーザル

募集要項

令和7年10月

下関市 観光スポーツ文化部 観光施設課

1 目的

本市自然活用型観光施設である巖流島は、武蔵・小次郎像、バーベキューサイトや植栽等の活用により、観光客及び市民に向けて貴重な親水空間という場を提供していますが、巖流島の持つポテンシャルを十分に活かし切れていない状況です。

本業務は、巖流島の一層の魅力向上に向け、今後、整備に関する基本構想等を取りまとめるために必要と考えられる基礎的調査を行うものです。

2 業務概要

(1) 業 務 名 巖流島観光拠点化基礎調査業務

(2) 業 務 場 所 下関市大字彦島字船島648番地ほか

(3) 履 行 期 間 契約日の翌日から令和8年3月24日まで

(4) 業 務 内 容 以下のとおり

- ・現地測量、登記状況調査、都市計画・用途地域等調査、国際航路であることから、周辺海域を含む規制調査等
- ・関係官庁、関連企業、地域団体等へのヒアリング
- ・国外における関連事例調査及び水辺を観光拠点として活用した空間整備・活性化手法に係る分析
- ・整備の方向性と整備案等の検討
- ・上下水道、電気、ガス敷設の可否及び可能性。可の場合は概算費用、期間等の算出
- ・その他必要な業務（例：各種申請及び関係機関協議への協力等）

なお、要求仕様に関する詳細は別紙1仕様書（案）（以下、「仕様書等」といいます。）を、契約条件に関する詳細は別添資料（契約書雛形、特記仕様書等）（以下、「市基準等」といいます。）を参照してください。

(5) 提案上限額 ￥9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上限額を超えた提案は失格となります。また、提案上限額は契約予定額ではありません。契約金額は候補者との仕様協議後に、所定の手続きを経て決定します。

3 巖流島概要

(1) 所在地等

所 在 地 ：下関市大字彦島字船島648番地

島の周囲 ：約1.6km

島の面積 ：約10.3万㎡（※島の約1/3を下関市が、2/3は民間企業が所有）

(2) 整備の推移

- ・昭和60年 島の1/3を購入
- ・平成14年 護岸、栈橋、緑地、四阿、トイレ、園路等の整備終了、小次郎像整備

- ・平成15年 武蔵像整備
- ・平成19年 バーベキューサイト整備
- ・平成20年 園路・モニュメント等への部分照明整備
- ・平成24年 巖流島決闘400周年
- ・令和 7年 汚水処理施設改修工事

4 本募集に係るスケジュール（予定）

本募集に係るスケジュールについて以下に示します。ただし、事情により変更となる場合があります。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 公募実施の公告日 | 令和7年10月27日（月） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和7年11月10日（月）まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和7年11月21日（金）までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和7年10月27日（月）から
令和7年11月14日（金）まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和7年11月21日（金）まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和7年12月 5日（金）まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年12月下旬 |
| (8) 選定結果通知 | 令和7年12月下旬 |

5 参加資格

次の①から⑧までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑤ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

- ⑥ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度摘要事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りでない。
- ⑦ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が①から⑥までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
- イ 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
- ロ 契約候補者に選定されたときは、市と契約を締結する時まで、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。
- ⑧ 平成26年1月1日以降において、受注者として類似する業務を行い、引き渡した実績があること。

6 申込方法・提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 申込資格を有していることを証する書類
- ・定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、会則等）
 - ・法人等（共同事業体にあっては、全ての構成員）の納税証明書
- ③ 団体の経営状況を説明する書面
- ・組織の概要、経営状況の判断及び業績見通し、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録等
- ④ 共同事業体結成届出書（様式2）（共同事業体による応募の場合のみ）
- ⑤ 類似業務の実績（任意様式：実績がない場合は不要）

(2) 提出部数

正1部、副6部（副は、複写可）

(3) 申込書等の配布

申込みに必要な書類は、下関市のホームページからダウンロードしてください。なお、紙での配布を希望される方は、②配布窓口までご連絡ください。

① 配布期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月10日（月）まで
（紙での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 問い合わせ先

山口県下関市南部町1番1号
下関市観光スポーツ文化部観光施設課

電話 083-231-1838

FAX 083-231-1847

E-mail sgshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(4) 申込受付期間

提出書類は、①提出期間（②提出時間）に③の提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加はできません。

※ 提出期間終了後に、申込資格に関する未提出書類があった場合、申込資格無しとしますので、十分ご確認のうえ提出をお願いします。

① 提出期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月10日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

③ 提出窓口

（3）② 問い合わせ先と同じ

※混雑時は書類確認のため、お待ちいただくことがあります。

(5) 募集要項等に関する質問方法

① 受付期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月14日（金）まで
午後5時必着

② 受付方法

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「質問書（様式3）」を5（5）⑤の【受付メールアドレス】へ電子メールにより提出してください。電話、来訪等口頭による質問はできません。

③ 回答方法

受け付けた質問については、参加を申し込まれた全団体に対して随時電子メールにより一斉に回答いたします。

(6) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年11月21日（金）までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知（様式4）がない場合は、お手数ですが、令和7年11月21日（金）17時までに事務局に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール（参加申込書に記載のE-mailアドレスへ送付）

ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、

書面（任意様式）にて市に説明を求めることができますものとします。

7 提案書作成方法等

提案書はA4用紙10枚以内（両面可、縦横自由）とし、以下の内容を記載して下さい。

なお、A3用紙を使用する場合はA4サイズに折りたたんでください。

- ① 本要項及び、仕様書（案）に示す業務の実施体制並びに実施方針及び手法
- ② 評価テーマに係る提案
- ③ 見積額

（2）提出部数 6部、併せてPDFデータをCD-Rで提出してください。

（3）提出期限 令和7年12月5日（金）17時 必着

（4）提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（5）提出先 6（3）② 問い合わせ先と同じ

（6）記載上の留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。

イ 実施体制並びに実施方針及び手法

業務の実施体制、実施方針及び手法のほか実施体制の特徴、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載してください。

ウ 評価テーマに係る提案

提案を求めるテーマ

- ① 国内外における関連事例調査及び、水辺を観光拠点として活用した空間整備・活性化手法に関する分析業務を実施するに当たっての考え方
- ② 整備の方向性と導入機能の検討業務を実施するに当たっての考え方

※①②について、取り組み方法、コンセプト図、イメージ図、関連図、スケジュール表などを用いて具体的かつ簡潔に記載してください。例示は可能です。

8 審査方法

（1）審査方法・評価基準

提案にかかる審査は、本市が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

（2）プレゼンテーション

公募参加者は、提案内容について以下のとおりプレゼンテーションを行ってください。

ア 内容

提案書記載事項に関する内容のみとします。関連する資料等の提示は可能です。

イ 日時及び場所

令和7年12月下旬に実施予定です。詳細は提案書を提出した公募参加者（以下、「プレゼンテーション参加者」という。）に別途お知らせします。

ウ 機材

スクリーン及びプロジェクターは本市で準備します。それ以外の必要な機材はプレゼンテーション参加者にて持参・準備してください。電源及び音響装置（マイク、スピーカー等）は会場のものを使用できるものとします。

エ 出席者

現地参加する出席者は、説明に必要な最小限の人数としてください。リモートでの参加も認めますが、最低1人は現地参加し、通信環境、機材、ソフトウェア等はプレゼンテーション参加者にて準備してください。

オ その他

- ① プレゼンテーション後、審査委員からのヒアリングを行います。
- ② 録音、録画を含むプレゼンテーションの記録は禁止とします。

（４）候補者の選定

- ア 最高得点者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合又は候補者としての資格を失った場合には、次点の者を候補者とします。
- イ 最高得点者が同点で2者以上あった場合は、「提案内容の評価」の得点が高い者を候補者とします。「提案内容の評価」も同点の場合は、審査委員長が候補者を選定することとします。

9 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に全てのプレゼンテーション参加者に電子メールにより通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- ・所管課及び業務名
- ・企画提案者数
- ・候補者の名称及び総合点

10 契約の締結について

(1) 契約内容の協議

本業務の契約内容は候補者決定後、提案書、募集要項、仕様書等及び市基準等を参考に、市と候補者が協議して決定することとします。提案書に記載された内容がそのまま契約内容となるものではありません。

市は、候補者と当該業務の仕様等について協議を行った上で見積書の提出を求め、契約を締結します。

(2) 再委託の範囲

業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 個人情報

業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適正に取り扱うものとします。

11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本公募による契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響するおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

12 その他

ア 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- ③ 提出された書類は、本公募における候補者選定以外の目的では使用しません。
- ④ 提出された書類は、選定作業、報道発表、議会対応等において必要な範囲で複製する場合があります。

イ 本公募に係る費用については、全て参加希望者及び公募参加者の負担とします。やむを得ない理由により本公募が中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

ウ 参加申込書の提出後に本公募への参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、提案辞退届（様式5）を提出してください。

エ 次の事項のいずれかに該当する公募参加者は失格とします。

- ① 5の参加資格要件を満たさなくなった場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類に不備があり、期限までに修正できない場合
- ④ 募集要項に示した提出期限、提出方法、提出先、記載上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑥ 正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑦ 上限額を超える提案を行った場合

オ 提案は、1 公募参加者につき 1 のみとし、複数提案した場合は、その全てを無効とします。

カ 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手方となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用するものとします。

キ 公募参加者は、本公募の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

ク 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 3 施行期間

本要項は、公告日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失うものとします。

1 4 事務局

本公募における事務局は以下のとおりです。

下関市観光スポーツ文化部観光施設課 担当：中原

〒750-8521 山口県下関市南部町 1 - 1 （市役所本庁舎東棟 1 階）

TEL：083-231-1838 FAX：083-231-1847

電子メール：sgshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp